

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 地域少子化対策重点推進事業費市町村補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 少子化対策係

電話番号：058-272-1111 (内 2438)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 60,750 千円 (前年度予算額：36,101 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	36,101	36,101	0	0	0	0	0	0	0
要求額	60,750	60,750	0	0	0	0	0	0	0
決定額	60,750	60,750	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 内閣府「ニッポン一億総活躍プラン」においては、結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進めることとされている。
- ・ 内閣府の令和3年度当初予算では、地域少子化対策重点推進交付金として、地方自治体が行う「地域少子化対策重点推進事業」に係る優良事例の横展開やニッポン一億総活躍プランを一層促進するための取組と「結婚新生活支援事業」に係る新婚世帯に対する結婚に伴う経済的負担の軽減の取組について支援される見込みのため予算要求するもの (市町村事業分)。
- ・ 従来の「結婚に伴う新生活支援事業市町村補助金」は当該交付金の一部に統合されたため、本補助金の中で事業を実施する。

(2) 事業内容

○地域少子化対策重点推進事業

- ・ 事業実施主体：市町村
- ・ 補助率：国 2 / 3、1 / 2 ※残額は市町村負担
- ・ 補助上限額：岐阜市2,000万円、その他市町村1,000万円

- ・ 補助内容：①結婚に対する取組事業
②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成事業

○結婚新生活支援事業

- ・ 事業実施主体：市町村
- ・ 補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ・ 補助上限額：補助対象とする 1 世帯当たり 30 万円
- ・ 補助内容：新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下かつ世帯所得 400 万円未満。ただし奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除）に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する市町村を対象に国から交付。都道府県から市町村に対する間接補助。

(3) 県負担・補助率の考え方

国交付金を活用予定

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
市町村事業分	60,750	市町村への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域少子化対策重点推進事業 15,450 千円 ・ 結婚新生活支援事業 45,300 千円
合計	60,750	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の取組みを行う市町村を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

市町村の事業計画に基づく事業であり、数値化が困難なため指標を設定することはなじまない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

○地域少子化対策重点推進事業 2市にて活用。

男性の育児参画支援事業など、地域少子化対策重点推進事業実施計画に基づいた事業に対して補助を行った。

○結婚新生活支援事業 7市1町にて活用。

新婚世帯に対して経済的支援を行った市町に対して補助を行った。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

今までの少子化対策事業のほか、地域の実情にあった結婚に対する取組として交付金を活用することで、新たな少子化対策を展開することができた。

また、全国の先駆的な取組を参考にすることで、新たな少子化対策の可能性を模索することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
（評価） ○	<p>少子化対策は、国を挙げて取り組むべき問題であるが、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の「切れ目のない支援」を行うためには、県と市町村が連携して事業を実施していく必要がある。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
（評価） ○	<p>地域少子化対策重点推進交付金を活用することで、従来の少子化対策に加え、地域のニーズに応じて地域独自の事業を実施することができ、新たな切り口から少子化対策に取り組むことが可能となった。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
（評価） ○	<p>地域少子化対策重点推進交付金を活用し、県内全域を対象に実施したほうが効果的な事業については県が実施することとし、地域の実情に応じて事業展開した方が良いものについては、実施計画にもとづき事業を実施する市町村を支援することで、広く効率的に県の少子化対策の強化を図った。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>これまで、少子化対策は特に子育て支援の部分が手厚く対応されていたが、今後は、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行っていく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>結婚、妊娠・出産、子育てに至る各ライフステージに対応した切れ目のない少子化対策を実施する市町村を支援する。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	